

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度とは

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、平成28年1月から順次利用が開始されています。
- 税分野では、申告書や届出書など、税務署や地域振興局県税部、市町村税務担当課へ提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等（※）に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
（※）設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

社会保障・税番号制度に関することについては、
マイナンバー総合フリーダイヤル『0120-95-0178』（無料）へ
※平日：9:30～22:00、土日祝：9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

裏面には、県税におけるポイントが記載してあります。

県税に関する手続のポイント

ポイント①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

番号の記載が必要となる時期(例)

	記載対象	提出時期の例
法人県民税・法人事業税	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告から	(平成28年12月末決算の場合)平成29年2月28日まで
不動産取得税	平成28年1月1日以後に行われる申告から	取得から60日以内(又は県税部が指定した提出期限)
軽油引取税(納入分)	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告から	(平成28年1月分の場合)平成28年2月29日まで
申請書 届出書	平成28年1月1日以後に行われる申請・届出から	地方税法等に規定する提出すべき期限

番号記載のイメージ

第十六号様式(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八)

ここに番号を記載

個人番号又は法人番号

平成 年 月 日 道府県たばこ税の 修正申告書

ポイント②

申告書等を提出する際、番号確認と身元確認が必要になります！

- 県税部に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、正しい番号であることの確認(番号確認)と手続を行う方が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行う必要があります。手続を行う際には、下記の確認書類の提示や郵送の場合は写しの添付をお願いします。

【確認を行うときに使用する書類の例】

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、旅券(パスポート)など(身元確認)

番号確認	身元確認
<p>個人番号カード ※1</p> <p>※個人番号カードの場合、一枚で両方の確認ができます。</p>	<p>表面 裏面</p>
<p>通知カード ※2</p> <p>又は</p> <p>住民票(番号入)</p>	<p>運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、税理士証票、写真入り身分証明書(学生証、社員証等)等</p>

※1 個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

※2 デジタル手続法の施行日(R2.5.25)前に交付された通知カードは、その記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)に変更を行うべき事由が発生しておらず記載に変更がない場合、又は同施行日前までに変更手続がとられており、同施行日以後変更を行うべき事由が発生していない場合に限り、利用可能。

その他、県税に関することについては、お近くの地域振興局県税部へおたずねください。